

遺言と民事信託と成年後見の簡単比較

1 遺言

- 本人死後の、財産処分を自由に決定できる（遺産の承継先指定）
- 一人で作成して、保管・管理できる。（自筆遺言書）
- 公正証書にすれば、紛失・誤解の心配が少ない（手数料が必要）
- 手間とコストが少なくて済む

2. 民事信託

- 「本人の生前の財産管理」と「相続発生後の財産管理」が可能
- 二次相続以降の資産承継先を指定できる
- 財産分離機能により、普通の相続財産と信託財産に分離管理可能
- 手間とコストが掛かる。専門家の関与が必要となる

3. 成年後見

- 本人の財産管理や法律行為を、代わりに行うのが成年後見制度
- 他人が財産管理を行う点が、民事信託と同じ機能である
- 家庭裁判所の関与あり、行為の制限と定期報告義務が必要となる
- 第三者が後見人の場合、手間とコストが掛かることもある